

平成25年11月18日
農政部農業振興課
(佐土原総合支所農林水産課)

宮崎市営農研修施設の指定管理者候補者の選定について

東下山地区営農研修施設ほか9施設の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成25年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

別紙1「①指定管理者候補者の概要」のとおり

2. 指定期間（予定）

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

別紙1「②施設概要」のとおり

(2) 業務概要

- ① 施設の提供（使用許可）に関すること。
- ② 施設、附属設備及び備品の維持管理に関すること。
- ③ その他必要な事項。

(3) 現在の管理方法

指定管理者

別紙1「③現在の指定管理者」のとおり

（平成21年4月1日から平成26年3月31日まで）

4. 事業計画の概要

別紙2「事業計画の概要」のとおり

※ 上記の事業計画は、あくまで指定管理者候補者から選定に当たり示された内容であり、実際に行う事業の計画は、指定後に市と当該団体との間で協議の上、決定します。

5. 収支計画の概要

当該施設は、専ら地元住民が利用していることから、管理に係る経費については、自治会が自ら負担しており、従来から指定管理料を支払っていないため、提出不要とした。

6. 選定結果の概要

(1) 概況

① 非公募による選定

当該施設は、地域住民が専ら使用する地域との結びつきが強い施設で、地域の団体等による管理が効果的であり、かつ住民主体のまちづくりの推進が期待できるという理由から、指定管理者の選定については、現在の指定管理者である各地区を候補者として選定することが最適であると認められることから、第1回指定管理者候補者選定委員会（農業構造改善センターほか施設）において、非公募にて候補者を選定することが承認された。

② 選定日程

第1回選定委員会	平成25年6月28日
要項及び申請書類様式の配布	平成25年7月25日
申請の受付	平成25年7月25日～8月30日
書類審査等	平成25年9月2日～9月30日
第2回選定委員会	平成25年10月11日

(2) 農政部指定管理者候補者選定委員会（農業構造改善センターほか施設）

（敬称略）

	役職等
委員長	農政部長
委員	佐土原地区自治会連合会役員
〃	佐土原地域自治区地域協議会役員
〃	高岡地区自治公民館連絡協議会役員
〃	高岡地域自治区地域協議会役員
〃	農政部 農業振興課長
〃	地域振興部 佐土原総合支所 農林水産課長
〃	地域振興部 高岡総合支所 農林水産課長

(3) 選定の概況

ア 選定理由（非公募理由）

農政部指定管理者候補者選定委員会（農業構造改善センターほか施設）において、申請者からの応募書類をもとに、「宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」で定める次の基準により、総合的に審査を行った。

- ① 事業計画書に基づく当該施設の運営が市民の平等な利用を確保するものであること
- ② 事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること
- ③ 事業計画書に沿った管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること
- ④ その他施設の性質に応じた選定基準

第2回指定管理者候補者選定委員会において、各委員による採点の結果、別紙3「審査結果一覧」のとおりとなり、いずれの申請者も適格となる得点となったため、各申請者を指定管理者候補者として選定した。

イ 審査結果一覧

別紙3「審査結果一覧」のとおり

※配点合計 800 点のうち 480 点以上を指定管理者候補者として適格と判定

別紙 1

施設名	①指定管理者候補者の概要		②施設概要			③現在の指定管理者
	団体の名称	代表者	所在地	面積 (㎡)		団体の名称
				建物	敷地	
東下山地区営農研修施設	東下山地区自治会	会長 脇本 成行	宮崎市佐土原町下那珂2943番地9	89.43	940.62	東下山地区自治会
元村地区営農研修施設	元村自治会	会長 長谷川 千年	宮崎市佐土原町下田島13608番地1	92.95	1735.00	元村自治会
二ツ立地区営農研修施設	二ツ立地区自治会	会長 泉 俊一郎	宮崎市佐土原町下田島15108番地18	119.65	736.00	二ツ立地区自治会
平等寺地区営農研修施設	平等寺地区自治会	会長 馬崎 誠	宮崎市佐土原町西上那珂73番地2	92.68	341.94	平等寺地区自治会
船野地区営農研修施設	船野自治会	会長 川野 泰雄	宮崎市佐土原町西上那珂5749番地3	125.47	280.00	船野自治会
明神山地区営農研修施設	明神山自治会	会長 松本 康裕	宮崎市佐土原町下那珂58番地16	99.37	951.00	明神山自治会
年居地区営農研修施設	年居自治会	会長 井上 寿	宮崎市佐土原町東上那珂6809番地	112.05	411.44	年居自治会
仲間原地区営農研修施設	仲間原地区自治会	会長 加藤 善則	宮崎市佐土原町上田島7143番地4	104.99	318.93	仲間原地区自治会
堤地区営農研修施設	堤地区自治会	会長 初木 正則	宮崎市佐土原町上田島4039番地1	131.25	599.17	堤地区自治会
新宮地区営農研修施設	新宮地区自治会	会長 菅 和美	宮崎市佐土原町東上那珂5699番地1	111.91	501.36	新宮地区自治会

別紙2 事業計画の概要

団体の名称	事業概要			
	管理運営の基本姿勢 (施設の公平な利用)	利用者サービスの向上、利用促進についての考え方等	安心、安全面の考え方等 (施設の安全対策等)	管理運営体制 (組織の責任体制等)
東下山地区自治会	<ul style="list-style-type: none"> 地区住民の利用は会長に伝え許可を受け、地区外の利用は申請書を提出してもらい役員で決定する 施設利用簿を作成し意見要望記入欄を設ける 	<ul style="list-style-type: none"> 少子・高齢化社会を踏まえた設備や使用方法を考え地区活動に役立てる 清掃を月1回実施し、年2回定期点検を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> 点検を月1回実施し、点検簿に記入する 地域防災組織を生かし、災害に備えて年1回防災訓練を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> 会長をはじめ役員で分担して管理する 鍵の管理は自治会長、班長が適切に行う
元村自治会	<ul style="list-style-type: none"> 施設使用の規定に基づき会長に利用届出、許可を受ける 施設日誌を作成し意見等を把握する 	<ul style="list-style-type: none"> 地区総会で決定した事業や老人会婦人会などの地域活動により使用する 	<ul style="list-style-type: none"> 随時に点検を実施し修繕等が必要な箇所を把握する 自主防災組織で防災訓練を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会の会則及び使用規定により管理を実施する 鍵の管理は会長が適切に行う
二ツ立地区自治会	<ul style="list-style-type: none"> 地区住民については1週間前、それ以外は10日前までに利用受付する 施設利用簿を作成し意見を把握する 	<ul style="list-style-type: none"> 地区子ども会、青年団、老人クラブ等の要望にそった行事等を計画する 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急連絡網を作成する 建物や附属設備の点検を月1回は当番の班で行う 	<ul style="list-style-type: none"> 全体的な管理は地区役員で分担する 鍵の管理は自治会長が適切に行う
平等寺地区自治会	<ul style="list-style-type: none"> 年間行事での使用は総会で決定し、それ以外はその都度先着順で調整 意見要望等は区長及び役員へ出してもらい役員会で検討 	<ul style="list-style-type: none"> 地域に古くから残る行事を次の世代に継承できるように協力する 利用者に施設を大切に使用するよう指導する 	<ul style="list-style-type: none"> 建物や附属設備の点検を月1回は区長が実施する 災害時には地域の防災組織と協力して対応する 	<ul style="list-style-type: none"> 区長を中心に鍵の管理も含め適切に行う
船野自治会	<ul style="list-style-type: none"> 地区住民は1ヶ月前から、地区以外は20日前までに先着順にて受け付ける 施設利用管理帳を記入してもらい意見等の把握をする 	<ul style="list-style-type: none"> 趣味や特技を生かした教室など地区民の憩いの場としての提供を検討する 毎月清掃を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> 清掃及び施設の点検表を設置し、毎月1回点検を実施し点検表に記入していく 防災訓練を役員全員参加で実施する 	<ul style="list-style-type: none"> 研修館長の設置を検討し施設及び鍵の管理を適切に行う 重大なリスクについてはその都度全体役員会で協議する
明神山自治会	<ul style="list-style-type: none"> 利用については公民館運営委員会を設置し許可決定する 公民館使用記録簿に意見要望事項の記入欄を設ける 	<ul style="list-style-type: none"> 少子・高齢化社会を踏まえた設備や使用方法を考え地区活動に役立てる 清掃を偶数月毎に行い、定期点検を年1回実施する 	<ul style="list-style-type: none"> 清掃担当者が建物や付属設備の点検を実施し点検簿に記録する 災害に備えて年に1回の防災訓練を計画する 	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営委員会を設置しその役員で役割分担して管理する 鍵の管理は自治会長及び婦人部長(2名)が適切に行う
年居自治会	<ul style="list-style-type: none"> 利用について、先着順で受け付け、利用が重ならないよう調整する 施設利用簿を作成し意見要望記入欄を設ける 	<ul style="list-style-type: none"> 利用方法を考え、地域住民の活動に役立てる 使用後の清掃・後始末を徹底する 	<ul style="list-style-type: none"> 点検実施により異常が発覚した場合は、会長から市に報告する 災害発生時には各班長が会長へ連絡し素早く対応する 	<ul style="list-style-type: none"> 地区の役員で役割分担して管理する
仲間原地区自治会	<ul style="list-style-type: none"> 地区住民は1ヶ月前それ以外は10日前までに利用を受け付ける(先着順) 施設利用簿を作成し意見要望記入欄を設ける 	<ul style="list-style-type: none"> 住民の要望にそった行事を計画し実施する 利用簿を記入させ戸締り火の元に特に気をつけるよう指導する 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急連絡網を作成し、利用者の目に付く場所に掲示する 	<ul style="list-style-type: none"> 地区の役員で役割分担して管理する 突発的な修繕等は市と協議しリスク分担に準ずる
堤地区自治会	<ul style="list-style-type: none"> 月単位で予約管理表を作成し、申請者の利用目的を確認して管理する 施設利用管理表に意見要望等を記入してもらうことで情報の把握を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 三世交流の場としての活動に施設を役立てる 月1回の定期清掃と地区全体で年4回の大清掃を実施し清潔感のある運用を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 建物付属設備等は点検後に利用点検表に記入し三役に異常の連絡を行う 整備してある地区全体の防災連絡網を活用して年1回の訓練を行い安全確保にあたる 	<ul style="list-style-type: none"> 役員の役割を明文化し責任を明確にする 鍵は三役にて適切に管理する
新宮地区自治会	<ul style="list-style-type: none"> 地区住民の場合は2週間前、それ以外は1週間前までに利用を受け付ける 施設利用簿または直接館長に連絡する形で意見要望等を把握する 	<ul style="list-style-type: none"> 少子・高齢化社会を踏まえた設備や使用方法を考え、地域活動に役立てる 班ごとに月1回定期的な清掃を実施し、年12回定期点検を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> 月1回清掃当番の班長が建物や付属設備を点検し、点検簿に記入する 災害に備えて防災資材の取扱の周知を図り年1回程度の防災訓練を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> 地区の役員で役割分担して管理を実施する 突発的な修繕等は市と協議しリスク分担に準ずる

別紙3 審査結果一覧

審査項目 配点	1. 事業計画書に基づく 当該施設の運営が、市 民の平等な利用を確 保するものであること	2. 事業計画書の内容が 当該施設の設置目的 を最も効果的に達成 するものであること	3. 事業計画書にそつた 管理を安定して行う ための十分な能力を 有しているものであること	4. その他施設の性質に 応じた選定基準	合計
候補者	200点	200点	200点	200点	800点
東下山地区自治会	169	173	169	170	681
元村自治会	160	155	162	161	638
二ツ立地区自治会	166	152	162	161	641
平等寺地区自治会	169	171	167	167	674
船野自治会	166	162	156	166	650
明神山自治会	170	169	168	167	674
年居自治会	159	153	161	154	627
仲間原地区自治会	167	164	166	164	661
堤地区自治会	167	172	166	169	674
新宮地区自治会	173	175	170	174	692